

新型コロナウイルス感染症対策として、テレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主の皆さまへ

『働き方改革推進支援助成金』※をご存知ですか？

※新型コロナウイルス感染症対策のためのテレワークコース

申請期限
2020年
5月29日

新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークの新規導入に取り組む中小企業事業主様を支援する制度です。

助成対象システム

・大臣NXシリーズクラウドモデル「大臣NXクラウド」



・クラウド型打刻管理サービス「大臣スマート打刻サービス」



対象事業主様

労働者災害補償保険の中小事業主※で、新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規※で導入する中小企業事業主 ※試行的に導入している事業主も対象となります。

※中小企業事業主の範囲→

労働者災害補償保険の適用事業主であり、AまたはBの要件を満たす必要があります。

業種	A. 資本または出資額	B. 常時雇用する労働者
小売業（飲食店を含む）	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
その他の業種	3億円以下	300人以下

助成内容

テレワークの導入・実施に関して、以下の取組をいずれか1つ以上実施してください。取組に要した費用を助成します。

・テレワーク用通信機器（※）の導入・運用

- （例）・VPN装置 ・Web会議用機器
- ・社内のパソコンを遠隔操作するための機器、ソフトウェア
- ・保守サポートの導入
- ・クラウドサービスの導入
- ・サテライトオフィス等の利用料 など

「大臣NXクラウド」
などが対象

・就業規則・労使協定等の作成・変更

- （例）テレワーク勤務に関する規定の整備
- ・労務管理担当者に対する研修
- ・労働者に対する研修、周知・啓発
- ・外部専門家（社会保険労務士など）によるコンサルティング 等

※パソコン、タブレット、スマートフォンの購入費用は対象となりません。

支給要件

事業実施期間中（2020年2月17日～5月31日※）に「助成対象の取組を行うこと」、「テレワークを実施した労働者が1人以上いること」

※計画の事後提出を可能にし、2月17日以降の取組で交付決定より前のものも助成対象とします。

支給額

支給対象となる取組の実施に要した費用のうち、下の「対象経費」に該当するものについて助成されます。

対象経費	助成額
謝金、旅費、借損料、会議費、雑役務費、印刷製本費、備品費、機械装置等購入費、委託費	対象経費の合計額 × 1/2 (1企業当たりの上限額：100万円)

申請書受付期限

2020年5月29日（金）までです。

※助成内容の詳細や利用方法につきましては、厚生労働省ホームページをご確認ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/jikan/syokubaisikitelework.html